

東京大学大学院総合文化研究科 広域科学専攻 関連基礎科学系(化学系) 助教公募

1.	職名及び人数	助教 1名
2.	契約期間	2025年4月1日(予定)～2028年3月31日(予定)
3.	更新の有無	更新する場合があります。ただし、更新は1回限りとし、更新の場合の任期は2年とする。更新は、業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	勤務地	大学院総合文化研究科(東京都目黒区駒場3-8-1 駒場Iキャンパス) 変更の範囲:本学の指定する場所(配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。)
6.	所属	大学院総合文化研究科 広域科学専攻 関連基礎科学系
7.	業務内容	1) 大学院広域科学専攻関連基礎科学系の運営・教育・研究指導 2) 教養学部統合自然科学科(3,4年生)における運営・教育・研究指導 3) 教養学部前期課程(1,2年生)における運営・教育 4) 奥野将成准教授とともに、レーザーを用いた分子分光学的実験研究を行う 変更の範囲:配置換、兼務及び出向を命じることがある(意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。)
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇等
11.	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 修士修了/28万円～ 博士修了/34万円～ 諸手当 賞与(年2回)、通勤手当(原則55,000円/月まで)の他、本学の定めるところによる。
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	1) 分子分光学的分野における経験があり、意欲的に研究を進めることができる方。 2) 博士の学位、またはそれと同等の能力あるいは業績を有すること。もしくは、着任時までに学位を取得見込みであること。 3) 国籍は問わないが、学生実験を日本語で担当できるレベルの日本語能力を有すること。
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書(様式は以下からダウンロード) https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領は以下を参照のこと。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 研究業績リスト 3) 主要論文3編以内(プレプリントも可) 4) 研究業績概要(A4用紙2ページ以内) 5) 着任後の研究計画および教育に対する抱負(A4用紙1ページ以内) 6) 意見を伺える方1名の氏名・所属・電話番号・電子メールアドレス
15.	提出方法	以下のURLに必要な情報を記入したうえで、上記書類の電子ファイルを1つのPDFファイルとして、アップロードすること。なお、PDFファイルのファイル名は「氏名_助教人事応募書類.pdf」としてください。 https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfrrGcJqAddhXpZD-OpUXkLlrhgqk6V9BWQbZwXL8XUNZqEQ/viewform
16.	応募締切	2024年11月26日(火)必着。 書類選考の上、合格者に対して面接(対面またはオンライン)を行います。 なお、面接のための旅費は支給されません。
17.	問い合わせ先	東京大学大学院総合文化研究科 広域科学専攻関連基礎科学系 奥野将成 TEL: 03-5454-6569

		e-mail: cmokuno@g.ecc.u-tokyo.ac.jp
18.	募集者名称	国立大学法人 東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・東京大学男女共同参画加速のための宣言に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い: 産前・産後休暇及び育児休業を取得したことにより雇用期間を延長することがある(詳細は東京大学における教員の任期に関する規則第3条による)。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。